

**令和7年度「空の移動革命」実現に向けたビジネス創出推進事業業務委託
業務仕様書**

1 目的

本県では、令和5年度に空飛ぶクルマの想定ルートや運航規模等を調査し、翌年度には、新たなビジネス参画をめざす県内外の事業者や地元関係者等で構成する「みえ空モビリティ地域実装研究会」（以下「空モビ研究会」という。）を設置し、将来的な商用運航に向けた課題抽出とその解決に向けた検討を始めたところである。

このような状況のもと、今年度も引き続き研究会での課題解決に向けた検討を続けるとともに、将来的な商用運航を見据え、空飛ぶクルマ産業分野への県内企業の参入可能性について調査を行い、空飛ぶクルマにかかる産業振興方策の検討を行うものである。

【参考1】「みえ空モビリティ地域実装研究会」について

① 設立趣旨

県内での空飛ぶクルマの将来的な商用運航に向け、新たなビジネスへの参画をめざす県内外の事業者や地元関係者等が、将来的な事業化に向けた課題抽出と解決のための検討を行うことを目的に令和6年度に設立。

② 事務局

空モビ研究会の事務局は、三重県雇用経済部産業イノベーション推進課とする。

③ 空モビ研究会の構成イメージ

会議名	意義	参加者
全体会議	研究会としての進め方の方向性や年次計画等の情報共有を行う (年1回)	会員、アドバイザー、外部講師等 【非公開】
ワーキンググループ (WG)	テーマごとに選別した2つのワーキンググループによる具体的な議論を進める (1WGあたり3回程度)	会員、アドバイザー、必要に応じてオブザーバー参加者 【非公開】

④ 空モビ研究会参画機関

<会員>

上記①の趣旨に賛同した**別添1**の事業者等が参画している。

ただし、今後必要に応じて適宜新規参画することもあり得る。

<アドバイザー>

空モビ研究会を進めていく上での方向性や、各WGでの議論に対し助言を得る目的で、別添の者をアドバイザーに選任している。

【参考2】「シンポジウム」について

① 意義

全体会議及びWGを経て、今年度の空モビ研究会の取組及び空飛ぶクルマ産業分野への県内企業の参入可能性調査の結果（詳細は下記「4 業務内容（2）」を参照）を発表する（3月ごろ開催予定）。

② 参加者

報道提供を行ったうえで、広く一般から募り、原則公開で実施する。

2 業務名

令和7年度「空の移動革命」実現に向けたビジネス創出推進事業業務委託

3 履行期間

契約日から令和8年3月19日（木）まで

4 業務内容

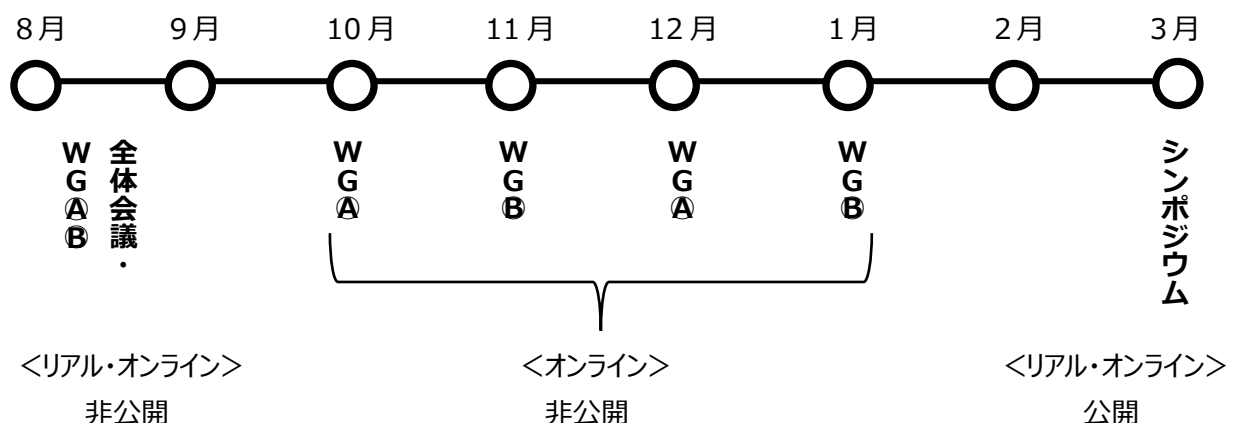
（1）空モビ研究会及びシンポジウムの運営

令和7年度の空モビ研究会及びシンポジウムを運営すること

① 空モビ研究会及びシンポジウムの開催、資料作成

- ・ 空モビ研究会及びシンポジウムにおける資料の作成（会議内容については、随時三重県と協議を行うこと）、会議会場及びオンラインの設営等の会議開催準備を行うこと。（ただし、会議会場の手配及び会員への連絡調整、開催案内は三重県で行う。）
- ・ 全体会議及びシンポジウムについては、原則リアルとオンラインのハイブリッド開催とし、WGはオンラインにより開催すること（ただしWGの初回は全体会議と同日開催とし、リアルとオンラインのハイブリッド方式とする）。
- ・ 全体会議及びWGは原則非公開で実施するものとする。ただし、会員の総意により公開可能となった事項については、その限りではない。
- ・ 上記ただし書きに基づき公開を行う場合は、受託事業者が会員と公開可能範囲を調整のうえ公開用資料を作成し、三重県に提供すること。
- ・ 空モビ研究会及びシンポジウムの開催時期、頻度は三重県と受託事業者の協議により決定するものとするが、全体会議を年1回、WGは1WGあたり原則年3回、シンポジウム年1回の開催とすること。（下記【イメージ図】参照）
- ・ シンポジウムの開催時期は全体会議及びWGを経て、3月ごろの開催を予定しており、三重県と協議のうえ決定すること。
- ・ WGでの議論を行う際、関係者への意見聴取等のため、一時的に会員以外の者を三重県と事前に協議のうえ、オブザーバー参加させることができる。

【イメージ図】



② 空モビ研究会及びシンポジウムにおける司会進行及びファシリテート、WGの進捗管理、意見整理、フィードバック

- ・ WGについては以下の2つのグループ編成を予定している（WGの編成については、三重県が会員と調整を行うものとする）。

	ユースケース	運航ルート
WG A	・富裕者層を対象とした志摩エリアの高級宿泊施設へのアクセス	・セントレアから志摩エリアへの2地点間移動
WG B	・対象は特定せずに志摩エリア又は多気町エリアへのアクセス及び周遊	・セントレアから志摩エリア・多気町エリアへの移動 ・志摩エリアでの周遊

- ・ WGで議論する内容については、令和6年度での空モビ研究会で抽出した課題（**別添2**【課題と民間協調による取組の一例】参照）をふまえ、ビジネスモデルの検討に向けた議論となるよう工夫するとともに、空飛ぶクルマを取り巻く国内外の商用運航に向けた機体開発や運航等の動向にも配慮した上で、ファシリテートを行うこと。
- ・ WGごとに議論の到達目標を設定し、議論の進捗管理を行うこと。
- ・ 空モビ研究会及びシンポジウムでの司会進行及びファシリテートを行い、会議開催後には、議事概要を作成し、会員及び三重県にフィードバックすること。
- ・ 空モビ研究会及びシンポジウムにおける役割分担については、下図「（参考：会議運営における三重県と受託事業者の役割分担）」によることとし、これに記載のないことについては都度、三重県と協議すること。

③ 調査、考察、分析

- ・ 会議資料作成に際しては、WGでの議論を基に必要となる調査を行い、その分析・考察を加えて対応の方向性を整理すること。

④ 取組の情報発信

「（1）空モビ研究会及びシンポジウムの運営」及び下記「（2）空飛ぶクルマ産業分野への県内企業の参入可能性調査」で検討した取組・内容について整理し、令和8年3月頃に開催するシンポジウムにおいて、公開可能な範囲に限定して受託者において発表を行うこと。ただし、公開可能な範囲については三重県と事前に協議すること。

（参考：会議運営における三重県と受託事業者の役割分担）

●：主担当 ○：実施支援 △：指示、確認

項目		三重県	事業者
準備	会議の設計（目標設定・アジェンダ・検討内容等）	△	●
	会議資料の作成（調査・考察・分析等含む）	△	●
	会議会場の手配	●	—
	外部講師等の手配	●	○
	会議会場及びオンラインの設営（必要な機材の準備含む）	—	●
	参加者への連絡・日時調整・出欠確認	●	—
開催	司会進行	○	●
	議論のファシリテート	○	●
開催後	議事概要の作成	△	●
	議論の進捗管理（今後の展開、課題及び対応の方向性整理）	△	●

※会議会場の使用料及び外部講師等への謝金については委託料には含まない

（2）空飛ぶクルマ産業分野への県内企業の参入可能性調査

以下の①、②に関し、文献やレポート、産業関連表等を参考に情報収集・調査を行うこと。なお、情報収集・調査結果については、都度、三重県へ共有すること。

- ① 空飛ぶクルマの商用運航により、今後の展開が見込まれる三重県の産業分野（機体製造・部品・離発着場・MRO（Maintenance, Repair, Overhaul）事業・保険・観光な

ど) について示すこと。

- ② ①の結果を踏まえ、各産業分野（５つ以上とする）における県内事業者へのヒアリング等（オンライン可とし、対象事業者については事前に本県担当者と協議すること）の方法により、県内事業者の参入可能性について検証するとともに、将来の空飛ぶクルマにおける県内企業が参入する産業の活性化に向けた提案を示すこと。

(3) 業務完了報告書の作成

- ① 今年度の空モビ研究会での検討状況（県内での空飛ぶクルマの将来的な商用運航に向けた課題・課題解決への取組）及び参入可能性調査等に関するものに加え、秘密情報に配慮した公開可能なものの２種類を業務完了報告書として作成し、納入すること。納入は履行期限までに以下の方法で行うこととする。
- ② 【納入品】電子データ：１部（PowerPoint、Word、Excel）等で作成し、「電子メールにデータを添付」、「その他ファイル共有ソフトの活用」のいずれかの方法で納品すること。
- ③ 提出期限は、履行期限である令和８年３月１９日（木）までとする。

5 監督及び検査

契約条項の定めるところによるものとする。また、履行確認は、委託業務完了後の別途指示する日時・場所において実施するものとする。

6 委託料の支払方法、時期

委託料の支払は、履行確認終了後、受託者の請求に基づき行うものとする。

7 変更に関する協議

契約金額、委託業務内容及び履行期限に変更が生じた場合は、県と受託者の間で協議のうえ、その取扱いを決定する。

8 その他特記事項

- (1) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第２条に規定する暴力団、暴力団関係者または暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ① 断固として不当介入を拒否すること。
 - ② 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をするものとする。
 - ③ 県に報告すること。
 - ④ 業務の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行うものとする。
- (2) 県は、受託者が（１）②又は③の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第７条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。
- (3) 個人情報の適切な管理のため、別記「個人情報の取り扱いに関する特記事項」を遵守すること。個人情報保護法第１７６条、第１８０条及び第１８４条並びに番号法第５０条、第５１条、第５５条、第５６条及び第５７条により委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。
- (4) 本契約に基づく成果物の著作権（著作権法第２７条及び第２８条に規定する権利を含む。）は、成果物の引渡しをもって県に譲渡されるものとする。また、受託者は成果物に係る著作者人格権を、将来にわたって行使しないものとする。
- (5) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と受託者が協議のうえ実施するものとする。

- (6) 受託事業者は、何人に対しても受託期間中又は受託期間終了後を問わず、業務上知り得た本県業務の一切を漏らしてはならない。
- (7) 受託事業者は、県の承認を得ないで委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、委託業務の一部を委託する場合について、県の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (8) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

9 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県雇用経済部産業イノベーション推進課技術革新班 担当 | 鈴木、三野

Tel : 059-224-2227 FAX : 059-224-2078 E-mail : sougyo@pref.mie.lg.jp

別添 1

みえ空モビリティ地域実装研究会 参画事業者

・朝日航洋株式会社	・日本航空株式会社
・ANAホールディングス株式会社	・VISON
・オリックス株式会社	・丸紅株式会社
・兼松株式会社	・三井不動産株式会社
・近鉄グループホールディングス株式会社	・一般社団法人明和観光商社
・株式会社SkyDrive	・一般社団法人中部経済連合会
・Skyports株式会社	・伊勢市
・株式会社Soracle	・志摩市
・中部国際空港株式会社	・多気町
・中部電力株式会社	・南伊勢町
・中西興産株式会社	
・中日本航空株式会社	・株式会社日本政策投資銀行(アドバイザー)
・日本電気株式会社	・三重県(事務局)

【課題と民間協調による取組の一例】

テーマ： 初期の運航サービス	商用運航前の社会実装段階では、富裕層等をターゲットとするものの、市場規模が小さいことなどから収益化が困難であり、民間事業者の参入にはハードルが高い。
民間協調による取組の一例	初期投資削減等の企業努力だけでなく、運航サービス以外からの収益も含めて枠組の構築が必要。
テーマ： 社会受容性向上	安全性などについて新たなモビリティに対する警戒感を生じることから、社会受容性の向上が今後大きな課題となる。
民間協調による取組の一例	様々な機会を通じて、社会受容性の向上を図る必要がある。
テーマ： バーティポート（VP）の設置	現行の国が提示する「VP整備指針」では構造的な様々な課題が存在するとともに、受変電設備の整備などについても様々な検証が必要となる。
民間協調による取組の一例	機体のスペックが明らかになれば、必要な附帯設備や電力需要、整備主体についての検討を開始する必要がある。
テーマ： 機体開発・製造	機体の型式認証に時間がかかり、遅延しているケースがあるものの、ものづくりの強みを活かした機体開発やサプライチェーン参入への将来的な構想が必要。
民間協調による取組の一例	空クルは裾野の広い成長産業であるため、様々な分野の事業者間連携が必要となる。
テーマ： VPの運営管理	VP設置後の維持管理費用が必要な一方で、現時点では収益化のスキームが不明瞭。
民間協調による取組の一例	運航事業者及びVP運営事業者における費用負担のデマケーションを検討する。